

都市計画案の縦覧、意見書の提出について

■ 都市計画案の縦覧

種 類	市街地再開発事業、地区計画、高度利用地区
期 間	令和7年8月20日(水)から令和7年9月3日(水)まで 平日8時30分から17時まで(土日・祝日を除く)
場 所	大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課 ※ 縦覧期間中は大田区ホームページでもご覧いただけます

■ 意見書の提出

対象者	大田区にお住まいの方、利害関係者 ※ 利害関係者：区域内の土地所有者、建物所有者 等
期 間	令和7年8月20日(水)から令和7年9月10日(水)まで
提出先	大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
提出方法	窓口へ持参、郵送(消印有効)、FAX、電子申請

※提出された意見書は、都市計画法第19条2項に基づき手続きを行います。
(意見書を提出された方に対し個別の回答を行うものではありません)

■ 縦覧場所、意見書提出先

〒144-8621 東京都大田区蒲田五丁目13番14号
大田区役所7階28番窓口 鉄道・都市づくり部 鉄道・都市づくり課
電話：03(5744)1356 FAX：03(5744)1526



【大田区ホームページ】

京急蒲田センターエリア北地区のまちづくりに関する情報
をご覧いただけます。都市計画案の縦覧、意見書の電子申
請もホームページから行えます。

意見書の様式は裏面をご参照ください。
裏面を意見書として使用していただくことも可能です。

様式（参考）

令和 7 年 ____ 月 ____ 日

第一種市街地再開発事業等の案に関する意見書

（宛先）大田区長

住 所： _____

氏 名： _____

第一種市街地再開発事業等の案に関する意見書について、下記のとおり提出します。

記

1 第一種市街地再開発事業等の種類、名称

- ・ 東京都市計画第一種市街地再開発事業 京急蒲田センターエリア北地区
第一種市街地再開発事業
- ・ 東京都市計画地区計画 京急蒲田駅西口地区地区計画
- ・ 東京都市計画高度利用地区（京急蒲田センターエリア北地区）

2 意見
